

# SAMPLE

役員職制規程

平成 年 月 日 制定

## 役員退職慰労金・弔慰金規程

### (総則)

第1条 当社の取締役または監査役（以下役員という）が退職したとき、または役掌が大きく変更したときは、株主総会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

### (目的)

第2条 この規程は、役員が退職または法人税法上基本通達による分掌変更等の場合に、一時金および分割払いによる支給を行い、もって役員在任期間中の業務遂行に対する労務負担の軽減を図ることを目的とする。

### (適用の範囲)

第3条 この規程は、以下の役員に適用する。ただし、役員が退職慰労金を減額されることがある。

1. 退職にあたり、業務遂行に支障をきたす場合。
2. 退職後、業務遂行に支障をきたす場合。
3. 在任中に、業務遂行に支障をきたす場合。
4. その他、役員が退職慰労金を減額されることがある場合。

### (算定基準)

第4条 退職慰労金の算定は、次の各項目をそれぞれ乗じた額とする。

1. 退任時最終報酬月額
2. 役員在任年数
3. 退任時役位別倍率

ただし、算定額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。

(退任時役位別倍率)

退任時役位	倍率	退任時役位	倍率
取締役会長		常務取締役	
取締役社長		常勤取締役	
取締役副社長		使用人兼務取締役	
専務取締役		監査役	

(在任期間)

第5条 役員在任1ヶ月以上役員と見做す場合は、1ヶ月毎に月給を1割引き上げる。

(功績加算)

第6条 在任中に特に功績顕著な業績を挙げた役員は、退職慰労金にその30%以内の額を加算することとする。

(弔慰金)

第7条 任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給する。

- ・ 業務上の死亡の場合 ..... 円
- ・ 業務外の死亡の場合 ..... 円

(支給時期)

第8条 退職慰労金・弔慰金の支給時期は原則として株主総会の決議または承認後 1ヶ月以内とする。



役員退職慰労金・弔慰金に関する取締役会議事録

取締役会議事録

平成 年 月 日 午 時 分より、当会社において、取締役会を開催した。

出席取締役 名（全取締役 名）

代表取締役 は、選ばれて議長となり、下記の議案につき可決確定の上、午 時 分散会した。

〔議 案〕

役員退職慰労金 金規程前定の件

上記の議案につき議長から 趣旨 あり、出席した 取締役の賛成をもってこれを可決した。なお、 議案は こと について監査役の 経ていると からの報告があった。

以上の決議を明確にするため、この議事録を 出席取締役全員にこれを記名捺印する。

平成 年 月 日

議長	代表取締役	代表印
	出席取締役	印
	同	印
	同	印
	同	印



以上の決議を明確にするため法規に従い、この議事録を作り、議長および出席取締役全員がこれに記名捺印する。

平成 年 月 日

議長 代表取締役

代表印

出席取締役

印

同

印

同

印

同

印

**SAMPLE**